

法律の

現場から

153

投資マンション

被害

弁護士 篠原 宏二

投資マンション被害
が後を絶ちません。業
者の手口はいろいろあ
りますが、街中でアン
ケートに答えたことを

ますが、借借人が継続
的に出てくる保証はな
く、高額なローンに苦
しむことになりかねま
せん。

きっかけに、契約をさ
せられる場合もありま
す。アンケートの後に
電話があり、喫茶店で
会うことになったとこ
ろ、業者から強い口調で
脅すように投資マンシ
ョンの購入を迫られ、怖
くなって断れなくなり、
申込書に署名させられ
たりします。

宅建業者の営業所以
外の場所で契約の締結
をしたようなときには
クリーニングオフがで
きる場合もあります。被
害にあわれた方が身近
にいるような場合には、
消費生活センターや弁
護士に相談することを
勧めてください。

業者は、マンション
を賃貸することにより、
利益が出るなどと話し



生活に関わるお悩み、気軽に「ご相談ください」

「くらし支える相談センター」 052-916-7702
平日13時～17時

■ちくさ事務所

名古屋市千種区池下一丁目6番20号チサンマンション池下
306(池下駅から徒歩約5分、東部医療センターから約10分)

北医療生協
無料法律相談

なるべく早く相談をお受けできるよ
う、相談希望日をお聞きし、弁護士との
日時の調整を行っています。申し込み
の際には、希望日時をお伝えください。

予約制のため、申し込みは事前に電話で。

☎(052)914-4554

(組織担当課)くらしの委員会

■会場 名古屋北法律事務所

(地下鉄「平安通」下車すぐ)

住所：名古屋市北区平安2-1-10
第5水光ビル3階